

事務負担の現状及び見直しの方針

【介護サービス事業に係る事務負担の現状】

- 介護サービス事業については、「各記録作成や各種委員会が多すぎて、利用者とのコミュニケーションの問題から職員のやりがいを無くさせる。」、「書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないか。」などと指摘されている。（ワーキングチームにおける事業者ヒアリング・ワーキングチーム報告書等）

※ ワーキングチームは、介護サービス事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営実態を把握した上で、介護従事者の定着を図るために必要な措置内容を検討することを目的に、社会保障審議会介護給付費分科会に設置された。

【事務負担の見直しの方針】

- 事務負担の現状を踏まえ、事務手続・書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることが必要である。
- 一方で、現行の事務手続・書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、削減・簡素化を行っても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することとする。

削減・簡素化が可能な事務手続・書類について

- (1) 他の事務手続や書類と内容が重複しており、他の書類や手続で代替可能なもの
- (2) 様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの
- (3) 事務手続や書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるもの
- (4) 都道府県、市町村の独自の判断により、国が求めているものよりも詳細、又は頻度が高くなっているもの